

各介護保険サービス事業所等 管理者 様

船橋市 介護保険課長  
高齢者福祉課長  
指導監査課長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底及び退院患者の適切な受け入れ等について（通知）

平素より本市の福祉行政の推進にあたり、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についてご尽力いただいているところではありますが、市内高齢者施設等でもクラスターが発生している状況です。

令和4年2月2日付け船指監第1522号にて、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底について」にて通知したところですが、船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部より、再徹底するよう依頼がありましたので、通知します。

つきましては、下記を参考として、事業所等内に限らず運営法人も含めた職員全体で改めて新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について確認、共有、徹底を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、新規患者数の急増に伴い、高齢者施設等における退院患者の適切な受け入れについて、新型コロナウイルス感染症重症患者等の病床を確保するために、可能な限りご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 感染拡大防止対策等の再徹底

令和3年2月2日付、船指監第1604号にて通知（※1）した感染防止対策等の再徹底をお願いします。また、日ごろの感染対策として、「新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト」（※2）の活用を併せてお願いします。

各事業所等におかれましては、改めて以下について注意していただき、感染拡大の防止に努めてください。

特に職員の健康観察について、出勤日以外の検温、症状の確認、記録、把握を行い適切な対応をお願いします。

#### （1）健康観察の再徹底（原則：毎日）

- ①利用者等及び職員の検温結果、症状（風邪、下痢症状等）の有無について記録する。
- ②管理者等の責任者が健康観察の記録を確認し、陽性者が発生した際は速やかに健康観察記録簿を保健所へ提出する。

## (2) 換気の再徹底

換気が各部屋、廊下等で十分にされるよう、給気、排気、空気の流れ等を確認する。  
必要に応じて、サーキュレータ、機械式換気装置を活用すること。

## (3) 職員への注意喚起

- ①有症状（特に、喉の違和感等）の場合には、出勤しないことを徹底する。
- ②特に、昼食、休憩時にマスクなしでの会話をしないこと。

## (4) 体制、人員等の確保

施設等内で陽性者が発生した場合を想定した、法人内での体制、人員、設備等の確保のシミュレーション（計画策定）をお願いします。

併せて、令和4年1月31日付、船指監第1520号「濃厚接触者である社会機能維持者の待機期間の短縮について（一部改正）」にて通知した社会機能維持者の待機期間についての改正点（※3）についても、確認をお願いします。

## (5) 可能な限り職員をフロア（ユニット）に固定すること

- ①現状の感染拡大の状況においては、可能な限り職員をフロア（ユニット）に固定し複数のフロア（ユニット）への拡大を抑止すること。
- ②職種等により、複数のフロア（ユニット）での支援を行う場合には、健康観察の強化と感染拡大防止策等を図ること。

## (6) 食事の提供について

利用者等の食事は可能な限り時間帯、場所等を工夫する等、部屋食、小集団での食事とすること。

## 2. 退院患者の適切な受け入れ及び医療機関との情報連携について

全国的な感染拡大が続いておりますが、高齢者施設等の入所者が新型コロナウイルス感染者となり入院した際は、入院中に当該医療機関との連携等を行い、入院・治療により退院基準を満たした場合は、高齢者施設等への適切かつ円滑な受け入れについてご協力いただきますようお願いいたします。（※4）

また、在宅要介護等高齢者が同様に感染者となり、入院・治療により退院基準を満たした場合には、居宅介護支援事業所におかれましても、退院後の適切な介護保険サービス等が受けられるよう入院先医療機関、高齢者施設及び介護保険サービス事業所等と連携し、退院基準を満たした場合の円滑な退院にご協力をお願いします。

なお、介護保険施設において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、入退所前連携加算等を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能です。（※5）

### 参考

【船橋市ホームページ】

○感染拡大防止のために

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p093307.html>

トップ > 健康・福祉・衛生 > 感染症・難病・健康被害 > 感染症 > 感染拡大防止のために

※1：感染防止対策等の再徹底について（令和3年2月2日付、船指監第1604号）

[https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi\\_kosodate/001/05/p076527\\_d/fil/210202\\_zimurenraku201.pdf](https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p076527_d/fil/210202_zimurenraku201.pdf)

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について > 高齢者福祉施設等

・【R2年度】(2/2) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底等について

※2：新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリストについて

[https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi\\_kosodate/002/03/p076995.html](https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/002/03/p076995.html)

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト

※3：濃厚接触者である社会機能維持者の待機期間の短縮について（一部改正）

詳細は以下のホームページをご参照ください。

【船橋市新型コロナウイルス感染症特設ページ】

濃厚接触者の待機期間（健康観察期間）が短縮されました

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p100166.html>

トップ > 健康・福祉・衛生 > 感染症・難病・健康被害 > 感染症 > 濃厚接触者の待機期間（健康観察期間）が短縮されました

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

（令和4年1月28日一部改正事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

[https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p100342\\_d/fil/kunituuti2.pdf](https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p100342_d/fil/kunituuti2.pdf)

トップ > 健康・福祉・衛生 > 感染症・難病・健康被害 > 感染症 > 濃厚接触者である社会機能維持者の待機期間の短縮について

※4：退院患者の介護施設における適切な受け入れ等について

○社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

[https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi\\_kosodate/001/05/p076527.html#3](https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p076527.html#3)

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

- ・【令和2年度】社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について > (3/5) 退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）
- ・【令和3年度】社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について > (4/27) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の再徹底及び退院患者の適切な受け入れ等について

※5：介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

- ・【令和2年度】社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について＞（2／16）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第18報)
- ・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について＞（3／22）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第19報)

【厚生労働省通知】

- 「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた高齢者施設等における対応について」（令和3年10月25日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000848520.pdf>

【この通知に関する問い合わせ】

船橋市福祉サービス部 指導監査課

- ・指導監査第二係（入所・入居系）

TEL 047-404-2712 FAX 047-436-2139

- ・指導監査第三係（通所・訪問系）

TEL 047-436-2782 FAX 047-436-2139